



# 長野県報

1月22日(木)  
平成16年  
(2004年)  
第1526号

## 目次

### 告示

土地収用法に基づく事業の認定（企画課）	1
生活保護法に基づく介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関の指定（厚生課）	2
生活保護法に基づき指定を受けた介護機関の事業所の所在地の変更（厚生課）	3
生活保護法に基づき指定を受けた介護機関の業務の廃止（厚生課）	3
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（高齢福祉課）	3
昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部改正（選挙管理委員会）	4

### 公告

長野県公債を定時償還するための抽せん（財政改革チーム）	5
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出書の縦覧（産業振興課）	5
農業経営基盤強化促進法に基づく農地保有合理化事業規程の変更承認（農村整備課）	5
都市計画の図書の写しの縦覧（下水道課）	6
知事表彰（建築管理課）	6
屋外広告物条例に基づく講習会（建築管理課）	6
市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所（建築管理課）	6
一般競争入札（3件）（建築管理課）	6

### 正誤

正誤（森林保全課）	8
-----------	---

## 告示

### 長野県告示第28号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成16年1月22日

長野県知事 田中 康夫

1 起業者の名称

三水村

2 事業の種類

農業集落排水資源循環統合補助事業赤塩中央地区終末処理施設建設工事

3 起業地

(1) 収用の部分

上水内郡三水村大字赤塩字川手地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

農業集落排水資源循環統合補助事業赤塩中央地区終末処理施設建設工事（以下「本事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する直接その事務又は事業の用に供する施設に関するものである。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本事業の起業者である三水村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本事業の施行により得られる利益

起業地の所在する三水村赤塩中央地区の家庭では、生活雑排水のほとんどを処理しないまま直接農業用排水路等へ放流している状態であり、水質汚濁の原因となっている。同地区はりんごや水稻などの生産が盛んな純農村地帯であるが、生活雑排水によって水質が汚濁し、取水した水田の土壤の悪化が稲の青立ちや倒伏につながっており、生産減収をまねいている。また、同地区のほとんどの家庭では、し尿の処理をくみ取式によっており、不快感等がもたれている。

本事業の施行により、生活雑排水が農業用排水路等へ直接流入することがなくなるため、農業用水の水質が改善さ

れ、安定した農業生産が行えることとなる。また、トイレの水洗化によって地区住民は衛生的で快適な生活をおくことができる。

さらに、発生汚泥を堆肥化し農地に還元することで、資源として有効利用を図ることができる。

#### イ 本件事業の施行による影響

起業地を含む一帯の土地は農地として利用されているが、本件事業に係る施設が小規模であるため、日照問題等による他の農地への影響は生じないものと認められる。また、最寄りの人家から相当程度離れていることから、地区住民の生活環境への影響は少ないと考えられる。

#### ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

##### ア 本件事業を早期に施行する必要性

三水村赤塩中央地区においては、住民の間に快適な生活環境と水質の保全を求める要望が強く、下水処理施設の整備に

対する期待が高まっていることから、本件事業は、早急に施行する必要性があると認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

三水村では、赤塩中央地区内における過去10年間の人口動態等を考慮のうえ計画処理人口を見込み当該処理施設の規格を決定し、その施設の設置及び維持管理のために必要な面積の敷地を確保するものであり、本件事業に係る起業地の範囲は適正な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

##### ウ 収用する公益上の必要性

以上にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

三水村役場

企画課

## 長野県告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成又は施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成16年1月22日

長野県知事 田中康夫

#### 1 居宅介護事業者

事業の種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社コムスン 有限会社ウェルネスライフ	東京都港区六本木6丁目10番1号 千曲市大字上徳間507番地1シャルム宮入101号	株式会社コムスン岡谷ケアセンター ウェルネスライフ千曲	岡谷市長地源2丁目4番40号レジデンス923長地A-1号 千曲市大字上徳間507番地1シャルム宮入101号	平成16年1月1日 〃
訪問リハビリテーション	医療法人輝山会	飯田市毛賀1707番地	介護老人保健施設万年青苑	飯田市毛賀1707番地	平成16年1月1日
居宅療養管理指導	井口欽之丞	松本市芳川村井町971番地14	井口内科医院	松本市芳川村井町971番地14	平成16年1月1日
通所介護	あづみ農業協同組合 社会福祉法人信濃町社会福祉協議会 特定非営利活動法人星川まちおこしの会 社会福祉法人諏訪福祉会 特定非営利活動法人憩いの家・野いちご	南安曇郡豊科町大字豊科4270番地6 上水内郡信濃町大字柏原429番地17 下高井郡山ノ内町大字平隱2873番地3 諏訪市湖岸通り5丁目11番5号 小諸市大字菱平3281番地1	J Aあづみあんしんの里「楡」 宅老所こころ 山ノ内宅幼老所にこにこの湯 かりんの里デイサービスセンターあおぞら 宅幼老所野いちご	南安曇郡三郷村大字温5798番地3 上水内郡信濃町大字古間1423番地2 下高井郡山ノ内町大字平隱2926番地33 諏訪市四賀桑原861番地 小諸市大字御影新田字池の上2238番地6	平成16年1月1日 〃 平成15年12月1日 平成16年1月1日 〃
通所リハビリテーション	医療法人輝山会 医療法人社団豊栄会	飯田市毛賀1707番地 千曲市大字磯部767番地4	介護老人保健施設万年青苑 通所リハビリテーションさくら	飯田市毛賀1707番地 千曲市大字磯部767番地4	平成16年1月1日 〃
短期入所療養介護	日本赤十字社長野県支部 医療法人輝山会	長野市南塙町1074番地 飯田市毛賀1707番地	川西赤十字病院 介護老人保健施設万年青苑	北佐久郡望月町大字望月318番地 飯田市毛賀1707番地	平成16年1月1日 〃
福祉用具貸与	松本ハイランド農業協同組合 有限会社ウェルネスライフ	松本市南松本1丁目2番16号 千曲市大字上徳間507番地1シャルム宮入101号	J A松本ハイランド福祉相談センター ウェルネスライフ千曲	松本市芳川村井町905番地2 千曲市大字上徳間507番地1シャルム宮入101号	平成16年1月1日 〃

## 2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
医療法人龍川会	飯田市本町4丁目5番地	医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	飯田市本町4丁目5番地	平成16年1月1日
有限会社ウェルネスライフ	千曲市大字上徳間507番地1 シャルム宮入101号	ウェルネスライフ千曲	千曲市大字上徳間507番地1 シャルム宮入101号	〃

## 3 施設介護事業者

施設の種類	名 称	所 在 地	指定年月日
介護老人保健施設	介護老人保健施設万年青苑	飯田市毛賀1707番地	平成16年1月1日
介護療養型医療施設	川西赤十字病院	北佐久郡望月町大字望月318番地	平成16年1月1日

厚 生 課

## 長野県告示第30号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関から事業所の所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成16年1月22日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
				新	旧	
医療法人龍川会	飯田市本町4丁目5番地	医療法人龍川会居宅介護支援センターふるさと	飯田市今宮町4丁目68番地1	飯田市今宮町4丁目68番地1	飯田市本町4丁目5番地	平成15年11月30日

厚 生 課

## 長野県告示第31号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成16年1月22日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 施設介護事業者

施設の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
介護療養型医療施設	医療法人社団敬仁会	塩尻市大字宗賀1295番地	桔梗ヶ原病院	塩尻市大字宗賀1295番地	平成15年9月30日

厚 生 課

## 長野県告示第32号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年1月22日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問看護

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
鳥山クリニック	小諸市八満187番地1	平成15年12月12日

## (2) 居宅療養管理指導

事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
清水メンタルクリニック	松本市島立1639番地8	平成15年12月1日

いわま歯科医院	松本市島立1418番地4	" "
みやじま歯科クリニック	上田市常磐城1611番地8	" "
なかや西友元町薬局	松本市元町1丁目2番1号	" "
ほしまん薬局小諸八満店	小諸市八満188番地1	" "
ひろおか薬局	佐久市三塚191番地37	" "
大森薬局	佐久市根々井921番地5	" "
鳥山クリニック	小諸市八満187番地1	平成15年12月12日
さかた歯科医院	長野市篠ノ井岡田199番地3	平成15年12月18日
(3) 通所リハビリテーション		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
介護老人保健施設つかまの里	松本市筑摩3丁目15番31号	平成16年1月13日
(4) 短期入所療養介護		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
介護老人保健施設つかまの里	松本市筑摩3丁目15番31号	平成16年1月13日
(5) 福祉用具貸与		
事業所の名称	所 在 地	指定した年月日
福祉ショップことぶき	小諸市市790番地15	平成16年1月16日

高齢福祉課

**選告示第2号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のとおり改正します。

平成16年1月22日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

表中「飯田市上郷体育馆　　〃上郷黒田1614番地の1　　〃　　」を

「飯田市上郷体育馆　　〃上郷黒田1614番地の1　　〃　　伊那市選挙管理委員会　　」に改め、

「梓川村老人福祉センター　　〃梓川村大字梓2283番地2　　梓川村選挙管理委員会　　」を

「梓川村老人福祉センター　　〃梓川村大字梓2283番地2　　梓川村選挙管理委員会  
多目的研修集会施設　　〃三郷村大字小倉3484番地1　　三郷村選挙管理委員会　　」に改める。  
三郷村農村環境改善センター　　〃大字温2267番地2　　〃  
三郷文化公園体育馆　　〃大字明盛4775番地　　〃

選挙管理委員会